

長野県畜産広報

畜産経営情報

しあわせ信州

令和7年6月19日

(7畜経第2号)

問い合わせ先

長野県庁園芸畜産課

電話 026-235-7233

EU 等に向けて輸出する牛肉に使用できない薬剤について

EU 等では、「エストラジオール」と呼ばれる成分が含まれた薬剤は、あらゆる目的で家畜への使用が禁止されており、2025年6月23日以降に衛生証明書が発行される牛肉向けの牛には生涯、「エストラジオール」を使用できません。

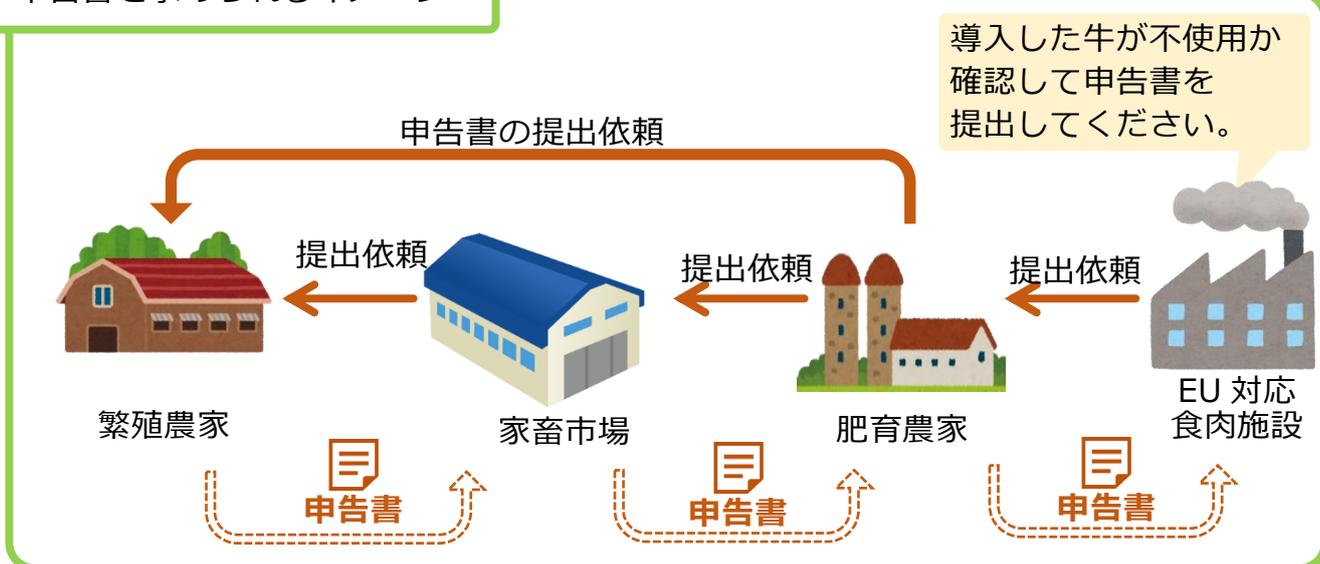
今後、EU へ輸出対応可能な食肉処理施設※1へ出荷する場合や、牛の購買者が EU へ輸出対応可能な食肉処理施設へ出荷する場合に「エストラジオールを使用した牛ではない」ことを示す申告書の提出を求められる場合がありますのでご注意ください。

※1 株式会社 群馬県食肉卸売市場、京都市中央卸売市場第二市場 など

エストラジオールとは？

主に雌牛に人工授精等を行う際の発情誘起や発情同期化、繁殖障害の治療薬として承認されているホルモン剤の一種。

申告書を求められるイメージ



EU への輸出牛肉に関わるエストラジオールへの対応や申告書(例)、案内等についての詳細は、以下の農林水産省 HP をご確認ください。

- 農林水産省 HP(QR コード)
EU 向け畜産食品における動物用医薬品に関する規則への対応
- URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/eu_amr.html
- 検索 : 「農林水産省 EU 向け畜産食品における動物用医薬品に関する規則への対応」などで検索

農林水産省 HP
(申告書例 等)



お問合せ : 長野県 農政部 園芸畜産課
(026-235-7233) まで